

賃 貸 借 契 約 書 (案)

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、**通信制御装置（情報機器）一式の賃貸借**について、以下のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲が、賃借する情報機器等（以下「機器等」という。）は別紙のとおりとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、平成28年10月1日から平成34年9月30日までとする。

- 2 前項にかかわらず、翌年度以降において、甲の収入支出予算の当該金額について減額または削除があったときはこの限りでない。

（契約金額）

第3条 賃借料の計算期間は、月の初日から末日までの1ヵ月とする。

- 2 賃借料は、金 円
（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金 円）とする。
ただし、この賃借料には保守料も含むものとする。
月 額 金 円
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 円）

平成28年10月1日～平成29年3月31日 金 円
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 円）

平成29年4月1日～平成30年3月31日 金 円
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 円）

平成30年4月1日～平成31年3月31日 金 円
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 円）

平成31年4月1日～平成32年3月31日 金 円
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 円）

平成32年4月1日～平成33年3月31日 金 円
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 円）

平成33年4月1日～平成34年3月31日 金 円
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 円）

平成34年4月1日～平成34年9月30日 金 円
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 円）

- 3 契約開始の月または解除の月において、機器等の賃借期間が1ヵ月に満たない場合の賃借料は、日割り計算によって算出する。

（契約の履行場所）

第4条 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1 福井キャンパスとする。ただし、甲が別途指示する場合はそれに従うものとする。

（契約保証金）

- 第5条 ア 乙は、甲に契約保証金として、契約金額の10/100以上の金額を納入するものとする。
イ 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(賃借料の支払)

- 第6条 乙は、当該月の翌月の初めに、検査職員の履行確認を得た後、第3条に定める賃借料の支払を甲に請求するものとする。
2 甲は、前項の規定により提出された適法な請求書を受理した日の翌月の25日までに、賃借料を支払うものとする。ただし、25日が日曜日、土曜日および国民の休日の場合はその翌日とする。

(機器等の引渡)

- 第7条 乙は、機器等を第4条に定める契約の履行場所に設置し、甲が使用できる状態に調整して、甲に引き渡すものとする。
2 機器等の引渡にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(機器等の保守)

- 第8条 乙は、甲が機器等を常に良好な状態で使用できるよう、乙の負担において定期的な点検、運用管理および摩耗部品の取り替え等、保守の責任を負うものとする。
2 乙は、前項の規定による保守計画・保守要員を、あらかじめ甲に報告するものとする。

(保守要員の立ち入り)

- 第9条 前条の規定により保守要員が甲の施設に立ち入るときは、当該施設の管理者の指示に従わなければならない。

(障害の復旧)

- 第10条 乙は、甲から機器等に障害が発生したとの通知を受けたときは、すみやかに現地に赴き障害の復旧につとめるものとする。

(機器等の追加または取り替え)

- 第11条 機器等に新たな機器等を追加し、または機器等の一部を取り替えるときは、あらかじめ甲乙協議のうえ、書面をもって行うものとする。
2 前項の規定による追加または取り替えにより契約内容を変更する必要があるときは、変更契約を締結するものとする。

(設置場所の変更)

- 第12条 第4条に定めた契約の履行場所を変更するときは、あらかじめ甲乙協議のうえ、書面をもって行うものとする。

(機器等の返還)

- 第13条 甲は、契約期間が終了したときは、すみやかに機器等を乙に返還するものとする。
2 機器等の返還にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(善良な管理者としての義務)

- 第14条 甲は、機器等の引渡完了から返還まで、善良な管理者の注意をもって機器等を管理しなければならない。

- 2 甲は、天災その他自己の責に帰さない事由によって機器等に損害が生じたときは、賠償の責を負わないものとする。

(保険の付与)

第 15 条 乙は、この契約期間中継続して、乙の負担により契約物件に損害補償保険を付与するものとする。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき、または履行する見込みがないとき。
- (2) この契約の履行にあたって不正な行為があったとき。
- (3) 故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) この契約に定めた事項に違反し、または違反するおそれがあると認められるとき。
- (5) 正当な理由なく甲の監督および指示に従わなかったとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(賠償請求)

第 17 条 乙は、この契約の履行にあたって、その責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときはその損害の範囲内で賠償の責を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 18 条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、または担保の目的に供してはならない。ただし、乙が履行不能になった場合はこの限りではないが、あらかじめ甲の了承を得るものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、この契約によって知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(疑義についての協議)

第 20 条 この契約に定めのない事項、またはこの契約の履行に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 月 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島 4-1-1
公立大学法人福井県立大学
理事長 林 雅則

乙